

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 18 日

〇〇県 工場立地法担当課長 殿  
(東北電力、東京電力管内に限る)

経 済 産 業 省 経 済 産 業 政 策 局  
地域経済産業グループ 立地環境整備課長

東日本大震災の影響により電力の供給が過少となる恐れのある特定工場に  
設置される自家発電施設の設置にかかる工場立地法上の取扱いについて

東日本大震災により、東京電力、東北電力管内の電力供給力が大幅に減少し、これ  
によって生じた大きな需給ギャップに対処するため、需給両面の抜本的な対策を講じ  
なければならない状況にある。このような状況に鑑み、自家発電施設について、工場  
立地法上の取扱いについての相談、又は届出があった場合は、下記のとおり処理され  
たい。

なお、本通知は、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部がとりまとめ、公表し  
た「夏期の電力需給対策について」において、発出することとされているものである。

#### 記

1. 東日本大震災の影響により、現に電力の供給が過少となる恐れのある既存の特定工場  
が新たに生産工程等形成施設の主要な部分にかかる附帯施設である自家発電施設を設置す  
る場合であって、工場立地法の準則（地域準則を含む）を遵守するための最大限の努力を  
してもその設置によって準則に適合しないことがやむをえないと認められる場合には、当  
該自家発電施設に限って当面の間勧告しないことができる。

2. 上記1.の場合であって、新たに自家発電施設を設置する場合には、工場立地法第11条  
第2項に規定する期間について、最大限短縮を図るなど、届出の事務手続については迅速  
に行うこと。